

政府所有米穀(輸入米)のカビ状異物確認及びカビ毒検査結果
(平成 24 年度)

農林水産省では、国内で保管した輸入米について、販売の直前に全量を解袋し、カビ状異物の有無の確認とカビ毒の検査を行った上で、販売をしています。今般、平成 24 年4月から 25 年3月までの結果をとりまとめました。

まず、食品用として販売した輸入米 13 万トンについては、46 件のカビ状異物が確認されたため、包装単位ごとすべて廃棄処分を行いました(計 37トン)。また、飼料用として販売した 32 万トンについては、43 件のカビ状異物が確認されたため、異物を分離できるものは分離し、できないものは包装単位ごと、すべて廃棄処分を行いました(計1トン)。

さらに、カビ毒については、食品用は総アフラトキシン、飼料用は総アフラトキシン、デオキシニバレノール及びゼアラレノンについて検査を行いました。いずれも規制値等を超えるカビ毒が検出されたものではありませんでした。

(規制値等：総アフラトキシン(B₁, B₂, G₁ 及び G₂ の総和) , 0.010mg/kg ; デキオシニバレノール, 1mg/kg ; ゼアラレノン, 1mg/kg)

1. カビ状異物の確認

食品用に販売する輸入米 134,997 トン及び飼料用に販売する輸入米 319,268 トンについて、カビ状異物の確認を行いました。[\(具体的な確認方法はこちら\)](#)

この結果、食品用に販売する米では 46 件、飼料用に販売する米では 43 件のカビ状異物が発見されたため、食品用 37トン、飼料用1トンについてそれぞれ廃棄処分を行いました。

(表 1)

(表1) カビ状異物の確認結果

包 装	食 品 用		飼 料 用	
	件 数 ^{注1)}	廃棄数量 ^{注2)}	件 数 ^{注1)}	廃棄数量 ^{注3)}
1 t フ レ コ ン	28 件	36 トン	42 件	0 トン
30 kg 樹 脂 袋	18 件	1 トン	1 件	1 トン
合 計	46 件	37 トン	43 件	1 トン

注1) 件数は、同一船で輸入され、同一倉庫に保管されている米穀について、1日の作業でカビ状異物が確認された場合を1件としています。

注2) 食品用は、カビ状異物が確認された包装単位ごと、全て廃棄処分しています。

注3) 飼料用は、確認されたカビ状異物を分離して廃棄し、2のカビ毒検査を行った上で販売しており、異物を取り除けない場合は包装単位ごとに廃棄処分しています。

2. カビ毒検査の結果

1で廃棄したものを除き、食品用に販売する米 134,960 トン及び飼料用に販売する米 319,267 トンについて、カビ毒検査を行いました。(表2・3)

その結果、食品用及び飼料用ともに、基準値(規制値)を超えるカビ毒が検出されたものではありません。[\(具体的な確認方法はこちら\)](#)

(表2) 食品用に販売する米のカビ毒検査結果 (検査対象数量 134,960 トン)

カビ毒	分析点数	定量限界 (mg/kg)	定量限界未 満の点数	規制値 ^{注4)} (mg/kg)	規制値を超 える点数
総アフラトキシン (B ₁ , B ₂ , G ₁ 及び G ₂)	1,967 点	それぞれ 0.001	1,967 点	0.010	0 点

(表3) 飼料用に販売する米のカビ毒検査結果 (検査対象数量 319,267 トン)

カビ毒	析点数	定量限界 (mg/kg)	定量限界未 満の点数	基準値 ^{注5)} (mg/kg)	規制値を超 える点数
総アフラトキシン (B ₁ , B ₂ , G ₁ 及び G ₂)	3,825 点	それぞれ 0.001	3,825 点	0.010 ^{注6)}	0 点
デオキシニパレノール	3,825 点	0.02	3,825 点	1	0 点
ゼアラレノン	3,825 点	0.2	3,825 点	1	0 点

注4) 食品用については、食品衛生法に基づく規制値として、総アフラトキシン(B₁, B₂, G₁及び G₂の総和) 0.010mg/kg となっています。

注5) 飼料用については、飼料安全法に基づく基準値として、アフラトキシンB₁ 0.01mg/kg、デオキシニパレノール 1mg/kg 及びゼアラレノン 1mg/kg となっています。

注6) 飼料用についても、食品用と同じ総アフラトキシン 0.010mg/kg を適用して検査を行っています。

問い合わせ先

生産局農産部貿易業務課

代表 03-3502-8111 直通 03-6744-1388

担当 政府米麦品質保証チーム(内線 5021)